

生駒市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費用助成について

妊婦本人が安全・安心して出産ができるようにするため、自宅や里帰り先から遠方の分娩取扱施設までの分娩時の移動にかかる交通費と宿泊費の一部を助成します。

1. 対象者

- 住所地(又は里帰り先の居住地)から最も近い分娩取扱施設まで概ね 60 分以上の移動を要する妊婦
 - 医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センターまで概ね 60 分以上の移動を要する妊婦
- ※周産期母子医療センターとは…周産期に対応した専門的な医療を提供する医療機関のこと。

2. 助成内容

➤ 交通費

住所地から最も近い分娩取扱施設又は周産期母子医療センターまでの移動に要した費用(往復分)
<移動手段>

- タクシーの場合:実費額の 8 割
- 自家用車の場合:移動距離(km)に 37 円を乗じた額の 8 割
- 上記以外の手段の場合:生駒市の規定に準じた額(実費額を上限)の 8 割

➤ 宿泊費

出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設又は周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で待機する場合の宿泊に要した費用

- 出産時の入院までの前泊分として最大 14 泊分
- 生駒市の規定に準じた額(実費額を上限)から 1 泊あたり 2,000 円を控除した額

※交通費・宿泊費ともに 100 円未満は切り捨て

3. 申請期限 出産日の属する年度の末日まで

4. 提出書類

- (1)生駒市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費用助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2)母子健康手帳の写し(表紙、『妊娠中の経過』、『出産の状態』、『退院時の記録』のページ)
- (3)交通費に係る領収書、利用証明書等(公共交通機関を利用した場合)
- (4)宿泊費に係る領収書、利用証明書等
- (5)振込口座の通帳等の写し(口座番号と名義人がわかるページ)



【問合せ先】

〒630-0258

生駒市東新町 1 番 3 号

生駒市役所 健康課 母子保健係

電話 0743-75-2255